

総務常任委員会

(平成26年 7 月 25 日)

○ 森 康哲委員長

おはようございます。

ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

パブリックコメント・市政アンケートの現状と回収率についてでございますが、お手元に配付いたしました事項書に基づき、本日の会議を進めたいと思います。

まず、1項目につきまして、パブリックコメント・市政アンケートの現状と回収率についての所管事務調査でございます。

所管事務調査に先立ちまして、部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 館政策推進部長

どうもおはようございます。

本日、パブリックコメント・市政アンケートの現状と回収率についてということで、項目を選定していただきました。

過去の、それぞれの制度の概要であるとか、過去の実績などをちょっと取りそろえてまいりましたので、担当課長のほうからご説明をさせていただきまして、いろいろとご議論を賜りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 森 康哲委員長

傍聴者は1名入っております。

それでは、所管事務調査を進めさせていただきます。

理事者におかれましては、本日の資料説明をお願いいたします。

○ 芝田広報広聴課長

広報広聴課長の芝田です。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、パブリックコメント手続条例の関係でございます。こちらのほう、資料の1ページのほうに概要を記載させていただいております。

議員提案によりまして、市民自治基本条例、これは平成17年2月に制定されております

けれども、この市民自治基本条例の第9条の規定に基づきまして、パブリックコメント手続条例につきましては、平成17年10月に制定をしておるという状況でございます。

こちらのほうにつきましては皆様方のご存じかと思っておりますけれども、市政の基本的な計画、それから、条例などを立案する過程におきまして、案の段階で趣旨、内容などを公表しまして、市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させると。ひいては、市民等の市政の参画を推進することを目的とすると。そういう形で条例のほうを制定しまして運用しているところでございます。

2番に、実際のパブリックコメント手続の手順を記載させていただいております。

まず、各部局が、予告、パブリックコメントを実施しますよとそういう周知を広報よっかいち、ホームページ、報道機関、インターネット登録モニター等にメール配信をしまして、まず、やりますよという周知をしております。

その次に、実際に、その計画等の案を公表、配布という手続になるわけでございますけれども、こちらにつきましては、ホームページ、あるいは担当課や市政情報センター、市民窓口サービスセンター、各地区市民センター、楠総合支所のほうで、計画案を公表、配布しているところでございます。

実際に意見をいただくのは1カ月程度となっております。市民の皆様方につきましては、担当課に直接持ってこられたり、郵送されたり、ファクスを送られたり、Eメールで送られたりと、そういう形で意見が提出されておるという状況でございます。

そういう中で、実際にいただいたご意見でございますけれども、各部局におきましては、市民の皆様から提出されました意見を考慮して計画等につきましてはの意思決定を行うわけでございますけれども、提出された意見の内容、それから、意見に対する市の考え方、これらにつきましては、結果の公表という形で、実際に、先ほど申しました2番のところに書いてございますけれども、結果の公表は配布した同じところで、ホームページ担当課等々で公表をしておるところでございます。

2ページをお願いいたします。

実際に、パブリックコメント手続、こういった案件が実施されておるかというのを一覧表にまとめたものが2ページでございます。

平成23年度につきましては3件ございました。四日市市環境計画、それから、第5次四日市市介護保険事業計画・第6次四日市市高齢者福祉計画、それから、第2次四日市市スポーツ推進基本計画と平成23年度は3件ございまして、それぞれ意見募集を加えまして、

意見提出した意見数につきましてはごらんのとおりでございます。右側のほうに担当課を記載しておるところでございます。

平成24年度につきましても3件ございまして、四日市市保健医療推進プラン、四日市市配偶者等からの暴力防止基本計画、四日市市住生活基本計画、こういった3件で実施をいたしまして、それぞれ意見をいただきまして、意見数はごらんのとおりでございます。

昨年度につきましては、こちらの記載のとおり6件ございまして、中心市街地活性化基本計画から始まりまして、（仮称）四日市市空き家等の適正管理に関する条例と6件ございまして、意見提出者、意見数はごらんのとおりでございます。

資料に記載がなくて申しわけございませんけど、今年度の状況を口頭でもって申し上げますと、今年度に入りましてから、さきの議決案件でございましたけれども、地域防災計画の修正案、これの意見募集を4月25日まで行っておりまして、地域防災計画の修正案に関しましては、意見の提出者は6人、意見数は26件という状況でございました。

また、仮称でございますけど、四日市市公契約条例の骨子案、これにつきましては意見募集を5月20日まで行いまして、意見提出者は154人、意見提出件数は180件と、そういう状況になっております。

続きまして、資料の3ページでございます。市政アンケートの状況でございます。

こちらにつきましては、市政アンケート、私ども毎年8月ごろに実施をしております、昨年度は8月5日から8月30日に実施をいたしております。20歳以上の市民から無作為抽出した5000人を対象にアンケートのほうを郵送しているわけございまして、昨年度の設問の内容を参考という形でつけさせていただいております。お手元の資料でございますけれども、昨年度のアンケートから抜粋した資料を、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページとここまで、参考に昨年度のアンケートの設問から抜粋をしたものをつけさせていただいております。

ごらんいただきますように、市政全般の満足度・期待という形で6ページから記載をしておりますけれども、それぞれの取り組み内容を記載いたしまして、取り組みに対する満足度、それから、特に期待する取り組みにつきまして丸をつけてくださいという形でアンケートの設問をさせていただいております。

9ページ以降につきましては、日ごろの生活と市政についてという形で、市民の皆さんの意見が市政に反映していると思いますかという問いであるとか、これからも四日市市に住み続けたいですかという問い、それから、市職員の仕事ぶり、窓口等の対応についてど

うかというのを経年的にお聞きをしております。

10ページのところで、市の広報活動をお聞きすると、これも経年的でございますけれども、市議会の活動の状況について皆さんにお聞きをしているところでございます。

最後に、10ページの最後でございますけれども、市政に対するご意見、要望を自由に書いていただくという形で昨年度は実施をいたしておるところでございます。

申しわけございませんが、資料の3ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

こういった市政アンケートでございますけれども、昭和48年度から実施をしております、今年度で42回目の実施という形になります。

対象者につきましては、最初のころは世帯主の無作為抽出でございましたけれども、昭和53年度から現在のような20歳以上の無作為抽出という形にしております。昭和58年度からは対象者に外国人を含めているところでございます。現在のような、先ほど申しましたように、満足度・期待調査の設問様式は平成16年度から開始をしているところでございます。

実際にこういったアンケートを実施いたしまして、その結果の報告でございますが、3番のところですね。3番のところでございますけれども、まず調査結果の速報という形で各部局に周知をするのが10月中旬でございます。こちらのほう、各部局が予算要求をする段階でございますので、アンケートの結果を踏まえながら、各部局、予算要求をしていくという仕組みになっております。最終的には、1月下旬ごろに最終の調査結果を各部局へ周知をいたしているところでございます。

ちなみに、昨年度の調査結果につきましては議員の皆様方にもお知らせをさせていただいているところでございますけれども、特に市民の皆様から求められている施策といたしましては、災害に強いまちづくり、あるいは、中心商店街の活性化、介護サービスと、こういったものが特に求められている施策でございました。

自由意見につきましては、市職員の対応が悪いとそういった意見がある一方で、対応が以前と比べてよくなったと思うという意見など、市職員とか窓口のサービスについての意見というのが92件と、こちらのほうが非常に一番多いという状況になっております。続きまして、道路の混雑の改善とか道路のメンテナンス、そういった道路に関する意見が90件寄せられたという状況でございます。

4ページのほうをお願いいたします。

実際に市政アンケートの結果につきましては、広報よっかいち等々で公表しているところ

ろでございます。

最後に、このアンケートの回答率についてご説明申し上げます。

過去3カ年の状況を記載させていただいております。平成23年度につきましては、回収率が39%、平成24年度は40.7%、平成25年度は36%という形で、平成25年度は36%という状況になっております。

ちなみに、自由回答欄でございますけれども、昨年度の状況でいきますと、回答いただいた方が1799名でございましたのですが、そのうち681名の方から自由回答欄に記載をいただきましたので、約4割弱という形で自由回答欄に記載をいただいております。

一番下は、昨年度の年代別の回収数でございます。合計1799名のうち、20歳代が133名、30歳代が237名という形になっておりまして、年齢的にはバランスのとれた数値になっているのかなというふうに思っております。

こういった市政アンケートの回収率でございますけれども、私ども、平成20年度からアンケートの対象者に回答依頼のはがきを送付しておりまして、回答依頼はがきを送付する以前と比べると、平成20年度以降の回収率は高い傾向にはございます。

ちなみに、昨年度実施したアンケートでございますけれども、市政全般の満足度・期待に関する設問、先ほど説明させていただきましたように、資料では6ページから9ページでございますけれども、アンケートにお答えいただく方の負担にならないように、従来より少し昨年は簡略化したという形にしました。

その中の取り組み内容、例えば6ページでございますけれども、1番に市街地の土地の有効活用、2番に市営住宅の改修、リフォーム補助など住宅施策の充実と、こういった形で記載をしたところでございますけれども、市が行っている取り組み内容が具体的にわからないのでアンケートに答えられないと、そういったお電話もたくさん頂戴をいたしました。また、そういった内容が自由回答欄にも記載をされておりましたので、私どもとしては、少し今年度工夫をしまして、今年度はまず施策名を書いて、その下のほうに箇条書きで主な取り組みを書くという形で、もう少し内容がわかりやすいような形にしたいと思っております。今、最終的に部局内で調整をしているところでございます。

アンケートの回収率を高めるために、やはりアンケートに答えていただきやすいと、そういった工夫はする必要があるというふうに思っておりまして、そのあたりを私ども今後とも設問様式に工夫を凝らしていきたいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○ 森 康哲委員長

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

○ 毛利彰男委員

ありがとうございます。

パブリックコメント手続条例について、お尋ねといいますか、思いを申し上げたいと思います。

市民の意見を広く聞いて市政に反映していくという新しい民主化への道ということで、議会が提案した市民自治基本条例、それに基づいて進んでいることについてうれしく思います。

ただ、この制度も発展途上にあって、果たして市民の本当の意見が、少数であるかわかりませんが、それが十分に反映されているかという、あるいは、反映される手続が明確になっていないとか曖昧な部分もあるんじゃないかという、主観的な部分があるんじゃないかと。市民に対して胸襟を開くというそういうパフォーマンスをしながら、場合によっては開き直りというような説明があるような場面も多々見受けられるというふうに感じています。

それで、質問ですけれども、やはり、この条例をサポートする要綱とか規則とか意見を、どういう部門でどういう形でどんな手法で、それを議論しながら修正、あるいは練り直しというような、また訂正というかそういう部分に結びつけていくのか、そこら辺がきちんと決まっているのか、あるのかどうかという部分、私の感じとしてはその部分が随分稀薄であるし脆弱であるというふうに思っているところです。

だから、反映するシステム、場合によっては非常に、回答というか質問のほとんどがその条例に反するような内容である場合には、それをもう一度練り直しする行政での担当部分、あるいは、議会にも諮るといふようなそういうフィードバックシステムがあってもええのと違うかなというふうな気がするんですが、先進的に四日市市よりも進んでいるところがもしあれば、あるいは、これが十分ではないんだよと、もう少し改良していく気持ちがあるんだよというふうな部分があれば、ご説明いただきたいというふうに思いますので、

お願いします。

○ 館政策推進部長

このパブリックコメント手続条例のほうで、意見の取り扱いにつきましても、一応条例の中で規定がされておりました、考慮義務ということがございます。意見に対する考慮義務という規定がございます。たくさんのご意見を頂戴して、ですけど、もらいっ放しではなくて、そのご意見に対して、先ほどもご説明しました手続の中で、その意見一つ一つに対して市の見解を述べていくということをして、それを改めてまた公表すると。そこが一つ大きなポイントではないかなと、今のパブリックコメント制度の大きな重要な点だと思います。

ですから、もともと、いろんな、例えばアンケートですと意見を頂戴するだけでございますけれども、やはりパブリックコメントというのは、それに対してきちんと答えて、それを公表する、それが大きなポイントだと思いますので、その制度をきちんと守っていく、そこで市としての見解も出しながら、市民もまたそれを見る、その結果を踏まえていただいて、例えば、条例であれば議会でご議論いただくというようなことになっていくのではないかなと。今の制度で申しますと、手続が市民からこういう意見があつて、市もこういう答えを出して、それを議会にもお示しして議論をしていただくというのが今の制度の範囲の中ではこれが手続として有効ではないかなと思います。

○ 毛利彰男委員

それはよくわかるんです。それがきちんとうたつてあるというのはわかるんですけれども、考慮義務というのは市民からの意見に対して市はどういう見解ですよということをきちんと述べて説明責任を果たすという、それはそれでいいんです。

私の言っているのは、市民が言ってきた質問に対して、その見解をどこでどんな形で、そして、どう責任を持ってその質問に対する市の考え方を出すというのはきちっと決まっているのかと。担当部署だけで、いや、これはそうだというふうに決めていらっしゃるのかな、今は。何か、そののところに、やはりもう少し胸襟を開くシステムがあると、だから、もう出来レースで、こうなんだと。だから、言ってきたら話は聞いてあげると。うちの考えはこうだからこうですよというそれだけで終わるパブリックコメントじゃなくて、もう一歩さらにワンステップ上がった、質問されたことに対して条例の修正のところをど

うみんなで考えるかと。やはり市民の言っていることも一理あるということで、もう一度、当初持っていた市の見解をも変えるような、そんなことがどこで議論されるかと。それは、委員会とか議会も巻き込むこともある意味では必要ではないかなというふうにも思うんです。そちらで十分そのシステムがあればいいんだけど、よその市でもそうなんですかということをお聞きしているの。どうなんですかね。

例えば、ごめんなさい、この前の公契約条例というのは市の責任とかいろんな部分で最低賃金を設けないといけないということも、ほとんど、もう9割、九十何%のパブリックコメントの人がそうやって言っているわけです。でも、真っ向からそれはできませんという答えを出しているわけですね。それで本当にいいのかどうかと。ただ、全市民30万人から見たら、それは180人かそんなぐらいですから少数だと言えば少数だと思うんですけども、パブリックコメントという制度の中から言えば、その九十何%のそういう指摘というのは非常に大きなものがあるというふうに理解するんですけども。だから、例えば、意見の中の何割以上があったときには再度検討する期間を設けるとか、何かそんなことがあるのか、うたってあるのかどうか。ないと思うんですよ、四日市市では。だから、今、市民への説明、決まったことに対する説明責任は十分あるという。でも、先進的にパブリックコメントにより市民の意見を反映できるようにするために、多くの意見があったときにはそれをフィードバックできるシステムが、議論できるシステムが、議会、行政も含めてあるのかどうか。例えば、市民への公聴会をずっと開いて、そういう場合には聞くとか。より進んだものにできればいいなという思いで聞いているんですけどね。

○ 館政策推進部長

現状、たくさんいただいたご意見に対して、まず、一義的には当然担当部局でその内容を検討するわけですが、最終的には庁内で十分議論をして、それが庁内での意思決定を経た上で公表、あるいは、議会にその結果も含めて上程していくということになります。ただ、今議員がおっしゃられたように、例えば、ある一定以上の数の意見があったら、それはこういうふうな形にしていくんだとかそういうルールが今のところ実際にはございません。

パブリックコメントの対象はさまざまな条例だけではなくて、いろんな計画もございまして、総合計画のときなどは非常に、2回パブリックコメントをやったりいたしました。それは任意でやったわけですが、それぞれのケース・バイ・ケースによ

て、内容によってルールをなかなか決めづらいところもあるかもしれません。したがって、そこらあたりは、少し他都市の事例などもやっぱり研究をさせていただかないと、ちょっと今この場でなかなか申せませんが、今後、勉強させていただきたいと思います。

○ 毛利彰男委員

館部長はよくわかっていただいているので、もうこれでやめますけれども、性善説に立って話をしているので、これを悪用しようと思ったら幾らでもできる話なんですけれども、より市民の意見を反映できる方法として、やはり要綱、規則のほうまで決めて、有効なものになるようにご検討、研究いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で結構です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 山口智也委員

毛利委員に関連させていただきまして、私も毛利委員のおっしゃることと同じ課題があるというふうに認識はしております、やはり提出された意見がさまざまある中で、賛否両論ある中で、市としては最終的にもうこちらの方向に来ているんだけど、真っ向反対の意見が出てきたときにどう対処するのかというところで、そこはもう判断を180度変えるというのは実際問題難しいのが現実なのかなとは思いますが、ただ、やはり、毛利委員もおっしゃったように、そこには重要な意味も反対意見の中には込められていたりすることも十分あるわけで、そういうところを、市の担当部局だけで恣意的に――恣意的にという言い方はちょっと言い過ぎかも知れませんが――判断をされてしまうというところは、もしそういうところがあれば問題はやっぱり残るんじゃないかなというふうに思いますので、意見ですけれども、やはり、先ほど、そういった庁内で検討する、しかし、まだそういったしっかりしたルールはないということなので、それをしっかり検討していただきたいというふうに思います。

一つお聞きしたいんですけれども、提出された意見が公表されるわけですが、その公表の仕方なんです、質問された全文、一字一句全ての文言が公表されるのか、それを集約した内容を公表するのかという部分について、そのあたりをちょっとお聞きしたい

場合もあれば、いろいろあるんですね。ただ、それを、我々としてはちゃんと読み込んで、この方は何が言いたいのか、何をおっしゃりたいのか、直接的にどこの部分を直してほしいと言っているのか、あるいは、こういう部分をつけ加えるべきと言っているのかというところをきちっと読み取って、そこを、Aという方とBという方が同じような意見を言っておられれば、それは一つの意見としてまとめて、その件については何名の意見があったと件数はふえるわけですが、内容が同じであれば、そういった意見が何件あったというような形にしないと、やはり整理がついていきませんので、そういうふうにはさせていただきます。それはそれぞれ、やはり先ほど申しましたように条例とか計画とかで大分趣が違ってまいります。条例の場合ですと、本当に条文がこう書いてあってそれに対する意見ですので、ある程度、物すごくわかりやすいんですが、計画などの場合は、さまざまな文章が書いてある中でのご意見ですので、非常に細部にわたったご意見もあれば、大きなところに対するご意見もあったりして、なかなかそのあたりは我々の職員の側のテクニックと申しますか仕事の仕方をきちんとしていく、そこをそろえていかないといけないかなと思いますが、そういった形で、どうしても要約をしたり、あるいは、ポイントをちゃんと絞っていかないと中身が外れていくことがございます。そういうことは作業していかないと整理できませんので、そういうことはさせていただこうと思っております。

○ 山口智也委員

もちろん整理をするということは大事ですし、それをされている理事者の方のことも私は信用していますので、そこはそういう思いですけれども、ただ、やはり市民の方の思いは最大限大事にするという姿勢をどう持っていくかというところが大事なので、先ほど言いましたけれども、要約するのであれば、回答していただいた方に、こういうことで公表しますみたいなことで確認ぐらいは一つ今後の検討課題にさせていただいてもいいのかなと思います。意見です。

以上です。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

パブリックコメントの概要のほうを読ませていただくと、説明責任を果たし、市民等の市政への参画を推進することを目的とすると。先ほどの館部長のお話を伺っていると、説明責任というところについて非常に厚くできているのが現状の制度だなというふうには感じました。参画を促すという点では、毛利委員や山口委員が言われたとおり不十分などころがあるのかなと思うんですけれども。これ、原課で受けとめて、原課だけで答えていくという形なんですか。一応確認をさせてください。

○ 芝田広報広聴課長

原課のほうでパブリックコメントの実施の判断をして、原課が受けとめて、原課のほうで実施をしていくという、今は……。

済みません、実施の判断につきましては、私ども、まず第一には担当部局が判断しますが、その判断の途中で、私ども政策法務委員会という関係課で集まる会議がございまして、その中でパブリックコメントの実施に該当する計画かどうか、そういったものを判断しながら、最終的には各部局のほうで実施をしていくという流れになっております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

先ほど山口委員が言われた、文章について要約したり、パブリックコメントの内容を保釈判断するというのは原課がしていくということによかったでしょうか。

○ 藤井政策推進部理事

案件によって、例えば、条例でもう担当部局が明確になっているところはそこで基本はやっていく。多岐にわたる部分については、やはり関連部局に調整しながら回答文を整理するということがあります。

それで、ちょっとまだ、今までのご意見を踏まえて、より参画という形になっていくと、このパブリックコメントで、かなり、全てホームページで公開ですから、恣意的な表現の修正をしてしまうと、それは出された方もよくわかるので、そこでまずブレーキがかかっておるといような前提の中で、総合計画で2回のパブリックコメントをやったときに、議会のほうからの質問で、パブリックコメントはパブリックコメント、これは尊重するけ

れども、もう少し参画をするような場づくりとして討議型のシンポジウムを、当時、藤沢市かどこかでやったんですが、そういうのもやってくれというご質問をいただいて、討議型のシンポジウムも市としてやらせてもらった経緯があります。それだけ、やっぱり総合計画は多岐にわたる10年間の基本方針を決めるということでそれをやろうということでやりましたので、そのときにはもうかなり積極的に市民の方に参画をいただいて、幾つかの分科会をやって意見を出してもらって。それも十分踏まえた上で、最終計画に反映できるところは反映したと。当然、議会のほうの委員会も二十数回やっていただいたもので、随時それを修正しながらやっていたということで、これは一定の市民参画というのは議会と同じように市民参画を求めるといふ意見については反映をさせてもらったという実績があります。

ですから、パブリックコメントをアリバイですということではやっぱり、本来の市民自治基本条例の趣旨には反するということは行政側もいろんな取り組みの中で学ばせていただいていますので、今は、かなりそういう面で四日市市としてはもっと意見が反映できるようにということで、決まる前に当然パブリックコメントというのはやるわけですが、そういう現実の中で最もいい方向を出す。

ただ、条例のように原案としてこうやっていくという場合の形ですと、それが、ご質問にありましたけれども、180度違うことについてどうのこうのと言う前に、それは一定の方向について序内調整を十分にそれまでにしていますので、それは一定の方向の中でどういう対応ができるのかという形になりますけれども、計画の場合にはよりもっとフレキシブルにそれはやっていくということで今まで取り組んできたということで、これからも議員の先生方の思いというのは、やっぱり市民自治基本条例に込められた思いというのは、四日市市当局としても、それを十分しんしゃくした上で、さっきもご質問いただいていますけれども、より、もっと工夫できるものは工夫していくということでやらせていただきたいなと思っています。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。制度自体がこれから進歩していくというところであろうかと思っています。

原課は一生懸命つくっていますので、意見が出てきても、なぜこうなったんだという理由についても、もちろんエビデンスもいっぱい持っていて答えが出てくると思うんですが、

それだけでは説明に尽きてしまうよねというところになるのかなと。

そんなときに、政策推進課がどういう役割を果たせるのかというところもあろうかと思えます。余り原課に気持ちを入れ過ぎて、政策推進課が第三者的な発言ができないような状況ということがないように、皆さんの部局にはお願いをしておきたいなというふうに思っています。

○ 山本里香委員

先ほど樋口委員のほうからも1ページのところの概要というところで、皆さん言われていることだと思うんですけども、パブリックコメントが、今、取り上げられたのは市民等に対する説明責任をというところから今言われましたけど、その上段のところはやっぱり薄れていると。市民等から募集した意見を市の政策形成に反映させるということが、それが本当にできていけばいいなということで意見が出ていると思うんですけども、2ページの資料の中で、パブリックコメントの内容もさまざまあるとおっしゃったけれども、それを読み込むのって大変なことですよ、期限が決められています。

この一覧表に載っているだけでもなかなか意見を出していただく方は少ないけど、この間の公契約条例のときは大変な多くの意見もいただいたと、これは画期的なことだと思うんですけども、そういう中で、やっぱりしっかり見てもらっている人がこうやって意見を出してきてもらっているということは、中には、先ほどから出ている、真っ向、考え方の違いというのもあるので、大変難しいことだとは思いますが、ただ、それを、こちらはこう考えていますよということで市側の意見を添えて、最後確認、公表すると。それを見た、意見を出された方が、その後で、ああやって言っておるけれども、それってという再度の申し入れとか、ご意見とかをいただくことというのは今まであったんでしょうかね。

あるいは、今回の公契約条例でいきますと、数はとにかく多いということは皆さんもわかるわけですね、どういうふうな意見が出てきたとか見られるわけですから、この上段の2ページのところでは案外数が少ないので、出された方もそのように自分を納得させることもできると思うんですけど、今回そういうようなことを全体の中で報告をされて、その事後対応を、そういうようなことについては何かあるのかな。どういうふうに進んでいるのかなとか思うけど。

○ 館政策推進部長

現制度の中では、そこまでの、再度またというのは制度化されておられませんので、公表するということで終わっておるわけですね。ただ、実態としては何かリアクションをまた担当課のほうに何か問い合わせがあるかもしれませんが、それは制度上のものではなくて任意のものとしてはあるかもしれませんが。

○ 山本里香委員

そういうことがあり得ますよね、制度上のことじゃないけれども、いや、これこれというご意見をまたいただいて、それはパブリックコメントということではなくてまた違う形で出てくることはあると思うんですけども、そういうようなことも説明をまたそこでせんらん。やっぱりそこら辺のところ、今回、特に公契約条例のことからずっと出てきたけれども、大変きちんと気を使って、十分慎重に確認や決定をしてもらっていていると思うんだけど、そのことを説明できるようにしないとやっぱりこれから難しくなっていくし、基本的には、なかなか読みこなしてパブリックコメントを出していただくということは市民の皆さんに難しいことなので、そして、こうやってその中で出していた方が自分の意見を真っ向違うよということの中で、私が聞いたのはつれない返事やというふうに言われる方、つれないというふうなことになる、今度これがだんだん先細っていくことも、そんなことになっては意味がないので、そのところをよく考えていかなあかんと思います。

最後、一つ、今までずっとやってきましたけど、文言の修正のようなことが幾つかあったことは記憶はしているんですが、基本的なところで今覚えてみえるところで、基本的なところで大きくこのことは取り上げて、考えを変えなくちゃいけないかもしれないとか、そういう俎上に大きく上って変わったところというのは今までの中であるんですか。

○ 館政策推進部長

記憶の中でということでは、私もさっき、理事が申しましたように、総合計画の中では携わらせてはいただきましたので、あの場面では相当あったような気がしますね。2回やりました。しかも、その間にも討論会もやったりいたしましたので、そうやって、そこでたくさん共通したご意見を頂戴したりすれば、それ相当に変えた記憶がございます。したがって、パブリックコメントまでの前にどこまでやれるかというのも一つポイントかなと。何となくパブリックコメントは最後の確認みたいなイメージですね、今我々の運用では。

それまでにどれだけ市民のご意見を頂戴するか、あるいは、いろんな付属機関とかそういう機関でご議論いただいた上で制度化する、あるいは条例化して、最終的にパブリックコメントにかけるといようなところですので、もっとフレキシブルに動ける段階でどこまで市民の意見を頂戴できるか、そこが一つこれからのポイントじゃなかろうかなというような気がいたします。

○ 芝田広報広聴課長

私どものほう、平成25年度の計画等の市の考え方を全部見させてはいただきましたけれども、大きく変えるという部分は確かに平成25年度はなかったんですけども、例えば、平成25年度の地域福祉計画、こういった計画の中で、一番最初の計画の目標のところ、本来、市が記載すべきような、誰もが地域でできるノーマライゼーション社会を実現する、そういったことを本来であれば書くべきところを、最初の目標には書いていなかったと。そういったことをご意見でいただいて、最終的に結果の中にそういったものを入れ込んだというふうな事例はございました。

○ 山本里香委員

ありがとうございます。

今言われた、パブリックコメントは最後の最後のところだということ、それまでの意見収集とか、反映をさせるための仕組みがきちんとつくられていってこそこれが有効に生きてくるということ、きょう出ていた、先ほどまで出ていた意見を反映させるところが、このパブリックコメントの中でどうあるべきかという細かな問題をきちんとしていくこととともに、公聴会やそういうこともいろんなところで開きながら、そこへたどり着くまでの意見というのもしっかりと求めていっていただきたいと思います。終わります。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ないようですので、本件につきましては、これで終了したいと思い……。

市政アンケートの部分。樋口委員、どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

市政アンケートのほうなんですけれども、回収率がありますよね。予算としてはどれぐらい組んで、1回のアンケートに使っているのかを教えてくださいいいですか。

○ 芝田広報広聴課長

本年度のアンケートの実施予算は157万5000円でございます。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、157万円を1799人で割ればいいのか。

費用対効果としてはどのように考えているか、教えてくださいいいですか。

○ 芝田広報広聴課長

アンケートの予算的なものは157万5000円という形ですけれども、その中では、需用費、役務費、委託料という中で、この予算でやっております。実際に5000名の方にこのアンケートを発送いたしまして、1799名の方から回答をいただいたと。

この市政アンケート、いろいろある広聴の事業の中で、ほかとは違う趣を持っております。といいますのは、通常は待ちの姿勢で皆さんからご意見をいただくという広聴手段ですけれども、このアンケートにつきましては攻める広聴という形で、こちらからアンケートを皆さんに発送して、ふだんはいただけない、声なき声を拾うという形で、非常に、私どもとしては貴重なご意見をいただくという形で認識をしております。そういった面を踏まえたと、この予算でこのアンケートを実際に行ってやっているというのは費用の面からしても効果はあるというふうには認識しておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

年代別の回収数も出ています。これ、20代、30代と徐々に上がって行って、70代が一番

多いんですけども、このアンケートは各年代に均等に割り振った中での5000名になっているのでしょうか。

○ 芝田広報広聴課長

まるきり無作為の抽出の5000名です。

○ 樋口龍馬委員

そうすると、これは回収数じゃなくてパーセンテージで出してもらわないと。20代は何%戻ってきたんだ、70代は何%戻ってきたんだというふうな表記にしてもらわないとなかなか議論が進めにくいと思うんですが、パーセンテージ、今把握していたら教えていただきたいんですが。

○ 芝田広報広聴課長

申しわけございません。昨年度のリストで20代の方に何名送ったかというリストを現状では一覧表にしたものはございませんもので、申しわけございませんが、その辺のパーセンテージというのはちょっとお答えしかねる状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

検証していこうと思うとやっぱりそういうのがないと検証のしようがないもので、今後はとっていただきたいなというふうに思うのと、私、よく携帯電話にドコモプレミアムアンケートとかが来るんですよね。そういうのは結構ちょこちょこと答えたりするんですよ。5円、10円ぐらいもらえるのかな、あれ。ポイントがもらえるんですけど。アンケートの所要時間は大体3分から5分ぐらいで、これぐらいのものはきょうつけていただいたようなこと、自由な記述のところまで含めるとどうかと思うんですけど、これぐらいのことはやれるんですね。もし、この数字がパーセンテージ的にも同じように比例して若い世代が少ないのであれば、そういう携帯電話のアンケートみたいなものもお願いするべきはお願いをしてやっていけば回収しやすくなるのではないかなと考えるんですが、もうこのまま郵送という形ですっぴり行くんだという姿勢なのか、さまざまところにアンテナを広げて回収率を上げたり、回答数をふやしていこうという気持ちがあるのかないのか、そこを教えてくださいいいですか。

○ 芝田広報広聴課長

私ども、市政アンケート以外にインターネットモニターということで登録していただいている方が327名みえます。こういったインターネットの登録モニターにつきましては定期的に、これとは別にアンケートのほうをメールで送信をしまして答えていただくという仕組みは一つございます。そういった中で、このアンケートの回収率でございますけれども、現状さっきの36%という数字ですけれども、回収率の目標としては依然50%を超えた年もありますので、50%を目標に、設問の中身を工夫する中で郵送という形では実施を当面していくという方針では考えております。

○ 樋口龍馬委員

済みません、インターネットモニターというのが出てきました。インターネット登録モニターが327名みえるということなんですけど、こちらの回収率というのはどうなっているんですか。

○ 芝田広報広聴課長

インターネットモニターの回収率は約60%というふうに記憶しております。

○ 樋口龍馬委員

このインターネットモニターというのはふやしていく方向ではいるんでしょうか。それとも、現状のままでいくんでしょうか。

○ 芝田広報広聴課長

私ども、現状のこの数に満足しているわけではございませんで、私ども、このインターネットモニターを可能な限りふやしていきたいというふうに考えております。

○ 樋口龍馬委員

最後にします。

寡聞にして知らなかったもので、私が知らんということはたくさんの市民の方も知らないと思いますから、ぜひ、ふやしたいのであればもっともっとそこにも手を入れていただ

きたいというふうに思います。

以上です。

○ 毛利彰男委員

もう終わります。

これ、約150万円かかっておるで聞きたいんやけれども、内訳とかそんなのはもうよろしいで、封筒に入れて発送する仕事、これ障害者の施設や障害者の子にやらせてもらえんかな。それだけ。どう。これ、150万円にはならんと思うけどさ。いろいろ検討したり解析したりしておるそんなお金も入っておると思うんやけれども、封筒に入れて出す仕事、これだけやらせてもらうことはできんのかな、このアンケートだけやなしに。ようけあるやん。させてあげて。やるかやらんかだけでいい、答えてもらったらええわ。

○ 館政策推進部長

今年度は、もう時間のこともありますし、もうすぐ発送しなきゃなりませんので、もう委託業者も決まっておりますので。一応ちょっとそういうことができる障害者団体、あるいは調査も含めて、一度検討してみます。

○ 毛利彰男委員

前から言っている話やでさ、これは。できるんやで、そんなの。ちゃんと指導員もやるでさ、一生懸命。これ、150万円のたとえ1万円でも2万円でも大きい話なんですよ、作業所にとってはね。やらせてあげて。

以上。もういいです。

○ 森 康哲委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

ご質疑はないようですので、本件につきましては、これで終了させていただきます。

協議会に移りたいと思いますが、理事者の入れかえをしますので、10分程度休憩をします。再開は11時5分から。

10 : 55 休憩

11 : 32 再開

○ 森 康哲委員長

それでは、事項書の3番目の議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見について確認を行いたいと思います。

本日、7月8日に南中学校にて実施した議会報告会、シティ・ミーティングで出された市民からの意見についてまとめたものを資料として配付させていただいております。

まず、担当書記のほうから資料について説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 栗田議会事務局主事

事務局の栗田でございます。座って失礼いたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、資料の確認でございますけれども、左1点どめでホチキスでとめてある5枚ものの資料でございます。こちら平成26年7月8日、総務常任委員会議会報告会、シティ・ミーティングの概要という資料でございます。それと、A3判の資料で、議会報告会、シティ・ミーティングで出された課題（案）という資料、この二つでご説明をさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、A4判の5枚ものの概要についてでございますけれども、こちらにつきましては、議会報告会で出された意見、これを網羅させていただきました概要でございます。内容につきましてはお示しのとおりでございます。

A3判の資料につきましては、その中から議会運営委員会のほうにご報告いただく事項ということで、上げていただく意見を抜粋したものでございます。

それでは、A3判の資料のほうをちょっとごらんいただきたいというふうに思うのですが、次回の議会運営委員会に上げていただく意見の案として、5項目を正副委員長のほう

で抜粋していただいております。ナンバー1、2と、それから、ナンバー4、5につきましては、今回のシティ・ミーティングのテーマである防災対策に関するご意見でございます。議会報告会での回答は一番右の欄の検討結果にまとめたとおりでございます。こちらに関しましては、それぞれ②の各常任委員会で協議すべき意見というふうな形でまとめていただいております。検討結果の案としては意見を担当部局に伝えるというふうな形でまとめていただいております。

それから、ナンバー3の意見でございますが、こちらにつきましては、朝明川の東名阪自動車道付近の川幅が狭くて改修すべきとのご意見を頂戴してございまして、こちらにつきましては、議会報告会の中で地区要望として上げていただきたいというふうな形でご回答のほうをしていただいておりますけれども、一度持ち帰らせていただくというふうなご回答もいただいております関係上、こちらにつきましては、議会運営委員会に報告いただく中で担当の都市・環境常任委員会のほうにこういったご意見があったということでお伝えいただくというふうな形での意見の整理がされております。この5項目でもって議会運営委員会のほうに報告いただくと、その案というふうな形でございますので、本日はこれを確認いただければというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございました。

それでは、説明していただいたとおり、今回の報告会でいただいた意見につきましては、概要にまとめたとおりでございます。議会運営委員会のほうに報告するのはA3判の資料のとおりとさせていただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、A3判の資料のとおり議会運営委員会のほうに報告をさせていただきます。

4項目めのその他のほうに入らせていただきます。

次回の日程について、確認をさせていただきます。

次回の日程につきましては、事項書にも記載のとおり8月12日の火曜日、午前10時から

予定をしておりましたが、この日程につきましては、本日お示しした議会報告会、シティ・ミーティングで出された市民意見の中で、より議論を深めるべき事項として議会運営委員会で決定されたものを所管事務調査として実施するために確保した日程でございます。

次回の議会運営委員会は8月1日に開催を予定されてございますが、この議会運営委員会の中で特段、総務常任委員会として議論を深めるべきとの意見が出されなかった場合は委員会の開催を取りやめたいと考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 康哲委員長

それでは、そのようにさせていただきますが、先ほどの件で、少し皆様にお諮りをさせていただきたいと思えます。

公共施設の自動販売機の設置についての協議会なんですけれども、実は、正副委員長への説明の段階ではこのようなことは理事者のほうから申し出はありませんでした。かんかんがくがくと議論をするような形で進めようということで予定をしておりました。それが、二日前の夕方に、財政経営部長のほうから連絡がありまして、議長のほうから、決算常任委員会でもんでいることだからその辺の調整を正副委員長でしてほしいという申し出がありました。それで、きのう正副委員長で調整をさせていただいて、決算常任委員会の正副委員長である三平議員と芳野議員とも調整をさせていただいて、こういうふうな運びになりました。

○ 笹岡秀太郎委員

一遍確認させて。

○ 日置記平委員

もうちょっと意見聞いたらいい。

○ 森 康哲委員長

毛利委員や日置委員や皆さんの意見のように、本来ならばここでやるべきだと私も思いましたけれども、議長が、決算常任委員会の全体会でやるべきこともあるのではないかと。

決算常任委員会のほうでやったほうが、より議論も皆さんにわたって議論ができるんじゃないかということで、正副委員長で調整をさせていただきました。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長、正副委員長で調整していただいたことに関しては一応、別段何もクレームをつけないんですが、委員会運営について議長が今までこういう方向性を出したことで、事務局に確認したいんやけどさ、ありましたか。

○ 森 康哲委員長

今までありました。

○ 清水議事課長

これまであったかどうかという部分については調べてみないとわからないんですけど、今回は総務常任委員会の正副委員長とまず、細かい打ち合わせをさせていただいて、その後、協議会事項につきましては正副議長にも説明するという部分で、今現在、そういった形で運営を行っておりますので、総務の正副委員長の説明への後に財政経営部長が正副議長に説明されたということでございます。その段階でどういうお話があったかは、済みません、ちょっと私らも把握はしておりませんが、運営上、決算常任委員会というお話があったと聞いております。

○ 笹岡秀太郎委員

議長からそういうふうにご指導があったのなら、それは仕方がないですわな。意見だけです。

○ 毛利彰男委員

森委員長、石川副委員長を信頼して、その判断についていきます。

ただし、今の話で、決算常任委員会でもんでいるからって決算常任委員会でもんでおるのか。もんでおるのはあんたやろう、一番もんでおるの、ここで。と、私は思っておるのやけどな。だから、決算常任委員会でもんでおるから決算常任委員会でやると言われたらそれでええんやけどさ、本当にもんでおるの、ここと違う。あんた違う。

○ 森 康哲委員長

そのとおりで、実は……。

○ 毛利彰男委員

そうやって思うんやけどさ。だけど、おたくらがそれでええと言うのやったらついていきますわ、それだけのこと。どこで議論しても構わんのやけどさ。僕の一番の疑問は、何であんなに絶対あかんと言っておったのが、こんな要綱をつくったというところまでぽーんと変わったのかというそこがめっちゃ不思議というか、ばかにされておるのやに。こっちは。あれほど言うて頑張っておったわさ、ずっと。それがころっと変わって、相談、何もなしかな。

○ 森 康哲委員長

何もありません。

○ 毛利彰男委員

それが一番の、僕は、疑問というよりも、ええのかなと、それでな。拒否したわさ、絶対変えられんと言うたわさ、あの人たち。法的に何も問題ないんやと。黙っとれという感じやったわさ。それだけ。あんたについていくで、あんたら二人についていくで、それはええで。

○ 森 康哲委員長

8月20日の決算常任委員会なんですけれども、私も三平委員長も実は欠席です。欧州の海外調査の事前の会議がありまして東京に出張ということになりますので、後日4名は報告をいただくということで、8月20日は私らは参加できないんです、実は。だから、毛利委員が言われるように、少し私も思いがあります。この場で議論ができないのは、非常に残念です。

○ 日置記平委員

もう、わし、瞬間的にそう思ったんや。何や、これ、委員会はもう要らんやん、要は。

総務常任委員会、解散するか。

○ 森 康哲委員長

毛利委員、決して私の意図するところじゃないんですわ、実は。違います。

(「それやったらここで意見を言わなあかんわ」と呼ぶ者あり)

○ 森 康哲委員長

これ、事務局にちょっと確認しますが、もし、これ、この次の議会運営委員会のときに申し入れをして、例えば、この委員会で全員の合意がとれれば、この問題に対して、もう一度、この委員会で自動販売機の設置についての議論をする場を設けたいというふうな申し入れはできるんでしょうか。報告を受けたわけなので。

(発言する者あり)

○ 森 康哲委員長

じゃ、先ほど申しました8月12日の日程、これは議会運営委員会に諮らずとも皆さんの合意がとれれば、この日程で協議会としてもう一度議論をする場を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 山本里香委員

今の時点では、様子はわかってきました、この中で。今の時点では、委員長、副委員長が話をされて、その方向で、今、毛利委員が総務常任委員長、副委員長についていきますとおっしゃいましたが、私もそうなんです。

そういう形で今、いろいろ難しかったのをおさめてみえたわけですね。本当に許せない思いがあると思うけど、おさめてみえたんですよね。それをまたここで、突き飛ばしてええんかどうかと私は思います。

○ 森 康哲委員長

ありがとうございます。

○ 山本里香委員

いや、そこ、気持ちをおさめてみえたというご苦勞があったんだよね、きっと。

○ 毛利彰男委員

委員長さんと副委員長さんがそれでええと言うんなら、それでいいです。

○ 森 康哲委員長

よろしいでしょうか。

○ 毛利彰男委員

いいです、僕自身はね。だって、質問することは何もあらへんもん。

要するに、何で変わったんやという話だけですわ。その変わった内容について僕は妥当かなと思っておるから。委員長さんはそうでないみたいやけどさ。そこが違うのと違う。

だから、それは決算常任委員会でも別に変わりません。個人の意見です。

○ 森 康哲委員長

他にご意見は。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 康哲委員長

申しわけございません。じゃ、そのように取り計らせていただきます。

じゃ、議会運営委員会を取りやめの場合であっても開催する場合であっても、通知を後ほどさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の会議はこれまでとします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

11 : 47 閉議